

# 令和 8 (2026) 年度 戦略的研究推進事業 (学内提案型研究助成) 「国際研究拠点形成支援」 提案要項

## 1 目的

本支援事業は、国際水準の卓越した学術研究実績を有する研究グループ等(既存の研究組織等を含む)、あるいは本学の特色や強みのある研究領域で新たに組織した研究グループが、国際研究ネットワークを形成し、国際研究交流や国際共同研究を促進することにより、当該分野の更なる研究力強化と本学の国際的プレゼンス向上に資する「国際研究拠点」を学内に複数構築することを目的とし、その拠点形成および発展に繋がる環境整備に必要な支援を行う事業である。(本支援事業は、特定の研究課題・研究プロジェクトへの研究費助成する事業ではない。)

## 2 国際研究拠点に求められる要件

- ・世界トップレベルの研究者や意欲ある優秀な若手研究者を惹きつける、魅力的な国際研究拠点の形成を目指す提案であること。
- ・国際拠点形成により、当該研究領域における国際水準における研究力の飛躍的向上が見込まれること。
- ・次世代の研究を担う人材育成を重視し、国際的に活躍できる若手研究者の育成計画が含まれること。
- ・特定の大学・研究機関等に限定した2国間の国際研究交流ではなく、複数の大学・研究機関に所属する研究者による研究交流や国際共同研究が展開されるハブ拠点としての機能を目指す提案であること。
- ・本支援事業の提案において、異分野融合は必須要件とはしない。ただし、異分野融合により国際的卓越性が見込まれる新領域の開拓等を目指す意欲的提案は歓迎する。
- ・各研究拠点の特性に応じ、国際的なプレゼンスの向上に資する明確な戦略が示されていること。
- ・各拠点の運営においては、本事業による支援と並行して、拠点の持続的運営や機能強化に向けて、国際研究支援関連の公的外部資金(例:先端国際共同研究推進事業(ASPIRE)、戦略的国際共同研究プログラム(SICORP)、科研費国際共同研究加速基金(国際先導研究)等)や助成金等への応募を必須要件とする。

## 3 提案要件(参画する研究者等)

本学専任教員(令和8(2026)年4月1日採用者含む)を代表者とする研究グループであること。研究グループのメンバーには、専任以外の教員(特任教員等)・研究員(学振PD,特別研究員等)や学外の共同研究者等を加えても良い。ただし、学外機関や学外研究者へ助成金を配分することはできないため、経費の執行管理は研究グループの代表者が行うこと。

## 4 支援事業の概要と拠点の提案募集および選定方法

本支援事業は下記の2段階のフェーズで構成される。

- ・【フェーズ1】: 拠点整備の試行段階(Preliminary phase)で、助成期間は2年間。
- ・【フェーズ2】: 本格実施段階で、支援期間は最長5年間。

【フェーズ1】の支援期間終了時の最終評価により、【フェーズ2】への移行に相応しい拠点を選定し、本格支援を実施する。

- ・当初の【フェーズ1】提案に際しては、本格実施段階【フェーズ2】で目指す達成目標および、試行期間【フェーズ1】終了時の達成水準(マイルストーン)を具体的に示すこと。

・【フェーズ1】の提案募集は、初年度（2025年度）及び次年度（2026年度）の2回に分けて募集し、採択された拠点候補は、中間評価（1年目終了時）および最終評価（2年目終了時）を経て、本格実施【フェーズ2】への移行の可否を選考委員会で決定する。なお、【フェーズ1】の中間評価段階での進捗状況によっては、選考委員会の判断で2年目の支援を打ち切る場合もあるものとする。

《本提案にあたってのヒアリング・協議等について》

・【フェーズ1】の提案募集および拠点候補選定の過程では、研究戦略室によるヒアリング・意見交換・協議等を実施し、それらを経てブラッシュアップした計画で本提案を行い、選考委員会において採択拠点候補を選定する方式を採用する。

《伴走支援型の進捗管理について》

・毎年の中間評価および最終評価とは別に、途中段階においても、適宜、進捗状況を研究戦略室と共有し、必要な助言等を実施する（“伴走支援”型の進捗管理）。

## 5 助成期間及び助成上限額、採択予定件数

各フェーズにおける助成期間や助成上限額、採択予定件数は以下のとおりとする。

### 【フェーズ1】試行期間

（助成期間）

令和8（2026）年度から原則2年間。中間評価（1年目終了時）および最終評価（2年目終了時）を経て、本格実施【フェーズ2】への移行の可否を選考委員会で決定する。ただし、中間評価段階で、計画以上の成果が見込まれる場合には、1年前倒しで本格支援【フェーズ2】へ移行する判断をする場合もある。2年目の継続助成の可否及び助成額は、中間評価により決定する。

（なお、助成金の執行は当該年度中とし、翌年度への繰り越しはできない。）

（助成上限額と採択予定件数）

1件あたり上限500万円／年とし、採択件数の目安は、2026年度開始提案で3～4件を予定。ただし、採択予定件数や助成金額は応募状況や予算状況により変更されることがある。

### 【フェーズ2】本支援期間

（助成期間）

本支援移行後最長5年間

（助成上限額と本支援への移行予定件数）

1件あたり上限1,000万円／年とし、【フェーズ1】で十分な成果が見込める拠点候補の中から、最終的に3件～4件程度を本支援の対象とする。本支援事業についても、毎年度末に年度評価・研究戦略室によるヒアリングを実施し、次年度以降の助成額は年度評価の結果を踏まえて決定する。また、本格実施後3年目に中間評価を実施し、4年目以降の支援継続の可否を決定する。

（なお、いずれの年度も助成金の執行は当該年度中とし、翌年度への繰り越しはできない。）

## 6 採択後の要件（採択された場合に満たすべき要件）

- ① 支援を受けた研究拠点は、各フェーズにおいて、以下の公的外部資金のうち、少なくとも1件以上へ応募すること。（事業名が変更・追加になった場合は、適宜、該当するものへ応募すること）
  - ・先端国際共同研究推進事業（ASPIRE）
  - ・戦略的国際共同研究プログラム（SICORP）
  - ・科研費国際共同研究加速基金（国際先導研究）

※その他、上記と同等以上の国際研究関連の外部資金・助成金等も可とするが、事前に研究戦略室に相談すること。
- ② 助成期間中、各フェーズにおいて伴走支援や評価、実績報告等を実施するため、学術研究推進本部事務局からの求めに応じて対応すること。
- ③ 本助成により得た研究成果を発表する場合は、大阪公立大学戦略的研究推進事業により助成を受けた旨を表示すること。

上記①②③が達成されない場合には、次年度以降の支援額の減額あるいは支援打切を行う場合もある。

## 7 提案期間

### (1) 事前相談のエントリー期間 （原則必須）

令和8（2026）年3月6日（金）～3月23日（月）15:00<厳守>

※事前相談の日程等の詳細は都度調整し通知する

### (2) 本提案期間

令和8（2026）年4月9日（木）～4月30日（金）15:00<厳守>

※本提案にあたっては、事前相談を原則必須とする。ただし、令和7（2025）年度戦略的研究推進事業にて事前相談および本審査を経た課題においては、事前相談を希望制とする。

## 8 提案の事前相談及び本提案方法

### (1) 提案の事前相談

- ・ 申請者（研究代表者）は、本提案要項（本学ウェブサイト内「戦略的研究推進事業」ページに掲載）を熟読し、**所定のエントリー様式（事前相談用概要版）**をダウンロードの上、必要事項を記入する。
- ・ 記入済の書類はPDFファイルに変換し、電子メールのタイトルを「**戦略的研究事前相談\_国際研究拠点形成支援\_代表者氏名**」として、学術研究推進本部事務局（研究推進課）宛にメールで提出する。
- ・ 事前相談では、提案内容の妥当性に加え、研究グループの体制の適切性や、他の提案との統合・再編の可能性についてもアドバイスや意見交換を行う。

### (2) 本提案

- ・ 事前相談を経て研究代表者は、提案内容をブラッシュアップした上で、**所定の本提案書様式**をダウンロードの上、本提案書を作成する。
- ・ 事前相談の結果に基づき、研究グループの再編・結合を行う場合は、その内容を反映した本提案書

を提出すること。

- ・ 本提案書をPDF ファイルに変換し、電子メールのタイトルを「**戦略的研究応募\_国際研究拠点形成支援\_代表者氏名**」として、学術研究推進本部事務局（研究推進課）宛にメールで提出する。

【戦略的研究推進事業 URL】

大阪公立大学ウェブサイト > 研究・産学官連携 > 研究推進・支援 > 研究推進施策 > 戦略的研究推進事業 <https://www.omu.ac.jp/research/promotion/measures/strategic/>

【提出先メールアドレス】 [gr-knky-suishinhonbu@omu.ac.jp](mailto:gr-knky-suishinhonbu@omu.ac.jp)

※いずれも学術研究推進本部事務局からの受理メールをもって受付完了とする。

## 9 選考方法と選考基準

### (1) 選考方法

- ・ 本提案については、提案書、プレゼンテーションおよびヒアリングによる審査（審査委員会）→学長承認により最終決定を行う。
- ・ 本提案数が多数に及ぶ場合は、書面審査を実施し、プレゼンテーションおよびヒアリング対象を絞ることがある。

### (2) 選考基準

審査は以下の観点で行う

- ・ 本支援事業の目的、募集内容との合致性
- ・ 提案を行う国際ネットワークや国際研究拠点形成の必要性、妥当性、将来性、優位性
- ・ 国際交流・国際共同研究等の実績
- ・ 国際的に活躍できる若手研究者育成に対する貢献度
- ・ ダイバーシティに関する取り組み
- ・ 事業計画の妥当性、実現可能性
- ・ 組織運営体制や国内外の研究組織等との連携体制
- ・ 外部資金獲得戦略の妥当性、実現可能性
- ・ 経費の妥当性、整合性

## 10 選考結果

令和8(2026)年6月下旬を目途に選考結果を申請者に通知する。

### 11 研究成果における謝辞

本助成により得た研究成果を発表する場合は、大阪公立大学戦略的研究推進事業により助成を受けた旨を表示すること。

謝辞（Acknowledgement）の記載例は次のとおり。

【和文例（2026年度の場合）】

「本研究（の一部）は、2026年度の大阪公立大学戦略的研究推進事業（国際拠点形成支援）による支援を受けて行われたものです。」

## 【英文例】

This research was supported (in part) by the 2025 Osaka Metropolitan University (OMU) Strategic Research Promotion Project (Development of International Research Hubs).

### 1.2 その他

#### (1) 監査

各助成は監査対象とする。

監査等により経費の不正使用等が認められた場合は、助成金の全部又は一部の返還を求める。

#### (2) 経費

経費は令和8(2026)年度戦略的研究推進事業経費から配分する。

本経費の執行は本学ルールに則り、各部局で管理する。

本経費は、当該事業の遂行に当たって必要な経費とするが、以下については対象としない。

- ① 建物等施設に関する経費（賃料等の支出を検討している場合は、事前相談のこと）
- ② 当該事業に直接関係のない経費

#### (3) 関係規程等

大阪公立大学戦略的研究推進事業に関する実施要綱

令和7年2月19日改正

<問い合わせ先>

学術研究支援部研究推進課（杉本キャンパス）

TEL：06-6605-3466（内線：杉本 3466）

MAIL：[gr-knky-suishinhonbu@omu.ac.jp](mailto:gr-knky-suishinhonbu@omu.ac.jp)

## 「国際研究拠点形成支援」 Q & A

### 経費の使途について

- Q 1 : 経費として認められないものはあるか。  
A 1 : 建物等施設に関する経費および当事業に直接関係のない経費は認められません。  
(例) 網戸や窓ガラス、水道管の修繕など。
- Q 2 : 経費でパソコンや机、いす、書庫を購入できるか。  
A 2 : 当事業に直接関係がある場合は可能です。  
(例) 当事業に関するデータを保管する書庫、当事業に関するデータを入力するパソコンなど。
- Q 3 : 当初計画どおりの内訳で使用しないといけないのか。  
A 3 : 内訳の変更は可能ですが、大幅に変更する場合は説明を求めることがあります。
- Q 4 : 学外分担者に経費を配分することは可能か。  
A 4 : 学外分担者へ経費を配分することはできません。経費は本学での執行に限ります。

### 応募資格について

- Q 5 : 研究グループの代表者として複数応募することは認められるか。  
A 5 : 研究代表者として応募できるのは、一種目につき、一件です。したがって、同一の種目に複数の応募をすることはできません。
- Q 6 : 研究期間内に国内の研究機関に身分を有している国外の研究者は、研究分担者として入れることは可能か？  
A 6 : 研究分担者とすることは可能です。(ただし、助成金の配分は不可)

### 応募書類について

- Q 7 : 応募書類を電子ファイルにて送付したが、受付確認(受理メール)が届かない。  
A 7 : 受理メールをもって受付完了となることから、受理メールが届かない場合は、学術研究推進本部事務局へ必ずお問い合わせください。
- Q 8 : 応募書類は、PDF 形式以外 (word 等) でも提出可能か。  
A 8 : 応募書類は必ず PDF 形式で提出してください。所定形式以外の場合、受理しません。

### 採択結果について

- Q 9 : 他の外部資金に採択されたため、当事業の採択を辞退することは可能か。  
A 9 : 辞退は可能です。
- Q 10 : 選考内容の開示請求は可能か。  
A 10 : 戦略的研究推進事業の助成は、審査委員会の審査を経て学長が承認(学長裁量)することから選考内容の開示は予定していません。